

1 令和2年度税制改正の概要（市町村税関係）

令和元年12月20日、「令和2年度税制改正の大綱」が閣議決定され、2月4日、「地方税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

令和2年度税制改正では、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進のための税制上の措置を講ずるとともに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭に対する公平な税制を実現するとともに、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応などが講じられることとなった。

この改正による、市町村税の全国の影響見込額は平年ベースで114億円の増となっている。

改正の主な内容は以下のとおりである。

1 個人市町村民税

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、以下の改正を行う。

- ・未婚のひとり親に寡婦（寡夫）控除（控除額30万円）を適用
- ・寡婦（寡夫）控除を見直し、寡婦に寡夫と同じ所得制限（前年の合計所得金額500万円（年収678万円））を設定

※令和3年度分以後の個人住民税について適用

2 法人市町村民税

(1) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充等

地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、以下の拡充等の措置を講じる。

- ・適用期限を5年間延長（令和6年度まで）
- ・税額控除割合を3割から6割に引上げ（損金算入措置と併せて最大9割）
- ・個別認定から包括認定に転換し、計画認定手続を簡素化
- ・寄附時期の制限の大幅な緩和等

※令和2年度分以後の法人住民税及び法人事業税について適用

3 固定資産税

(1) 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置を講ずる。

○現に所有している者（相続人等）の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

※令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現に所有している者であることを知った者について適用。

○使用者を所有者とみなす制度の拡大

調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとする。

※令和3年度分以後の年度分の固定資産税について適用。

(2) ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置の創設

ローカル5G無線局に係る免許を受けた者が、特定高度情報通信技術活用システム導入計画（仮称）に基づき、一定の償却資産を新たに取得した場合について、固定資産税の課税標準を、最初の3年度分、価格に1/2を乗じた額とする。

4 たばこ税

(1) 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

国のたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）1本を紙巻たばこ1本に換算する課税方式とする。

※令和2年10月から2回に分けて段階的に実施

5 森林環境譲与税

(1) 森林環境譲与税の増額

近年、森林の保水量の低下などにより洪水氾濫などの甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題であることから、令和2年度から令和6年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金

を活用することとし、各年度の譲与額を次のとおり増額する。

年度	譲与額	
	(改正前)	(改正後)
令和2年度・令和3年度	200億円 ⇒	400億円
令和4年度・令和5年度	300億円 ⇒	500億円
令和6年度	森林環境税の収入額 に相当する額	⇒ 左の額に300億円を 加算した額